**平成２１年（フ）第１５８４号**
横浜市瀬谷区橋戸２丁目７番地３
債務者　木村　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第８６５号**
岡山県倉敷市児島阿津１丁目５番21号
債務者　髙野　和秀
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１３０号**
岡山市中区江並202番地31
債務者　萩原　康永
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３９２号**
岡山市中区円山134番地４　菅沼ハイツ８号
債務者　三戸岡まつみ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３９３号**
岡山市中区円山134番地４　菅沼ハイツ８号
債務者　三戸岡隆義
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第４５６号**
岡山市北区表町２丁目４番18号
債務者　大津千穂実
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１６３号**
広島県福山市駅家町大字新山724番地、旧住所大阪府守口市藤田町４丁目43番２号
債務者　松葉　和之
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第１７３号**
広島県福山市草戸町４丁目11番６号
債務者　重政トシ子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第７０４号**
東京都青梅市東青梅６丁目３番地の１
債務者　織田　　修
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７０６号**
東京都府中市新町２丁目12番地の２広瀬方
債務者　廣瀬　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１６９９号**
横浜市旭区白根４丁目４番16号　ベルハイツ202号室
債務者　田島　　順
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２０４号**
京都市右京区西院北井御料町８番地２　井御料マンション402号室、申立時の住所神奈川県相模原市橋本台１丁目７番９号　佐藤アパート201
債務者　小池　健太
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第２４５号**
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目11番９号　サンパレス第１緑ヶ丘205号
債務者　伊藤絵梨子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第２６５号**
神奈川県相模原市相生２丁目16番９号　Ａビル301
債務者　牧野　　均
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第２７１号**
神奈川県相模原市南台３丁目５番２号　ベルトピア小田急相模原Ⅱ302号
債務者　小林　秀一
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部